臨時株主総会招集ご通知添付書類

第75期報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社ミッバ

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題により、景気に減速感が見られていたところに、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、世界経済に深刻な打撃を与えました。年度後半には、米国や欧州、日本、中国など、各国の経済成長率は、いずれも前年度対比で大幅減を示すなど、当社を取り巻く環境は、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、2019年のグローバル四輪車販売は暦年で90,266千台(前年比4.8%減)となりました。米国は販売奨励金が増加したものの、米中間の通商問題の影響により、暦年で17,048千台(前年比1.3%減)と2年ぶりに前年を下回りました。中国は暦年で25,769千台(前年比8.2%減)と2年連続で前年を下回りました。欧州は英国のEU離脱による経済不透明感があったものの、2020年から部分導入される排ガス規制見直し前の駆け込み需要により、暦年で15,340千台(前年比1.2%増)と2年ぶりに前年を上回りました。

日本においては、10月以降の増税や台風被害、新型コロナウイルス感染症の影響等により、2019年度は5,039千台(前年度比4.2%減)と4年ぶりに前年を下回りました。登録車は3,183千台(前年度比4.6%減)で3年連続の減少、軽自動車は1,856千台(前年度比3.5%減)と3年ぶりの減少となりました。

一方、グローバル二輪車販売は、最大市場であるインドが自賠責保険料の増額や、新排 ガス規制導入による車両価格の上昇により大幅減になりました。

日本においては、軽二輪、小型二輪車の増加はあったものの、メインの原付第一種の減少により、全体で362千台(前年度比1.6%減)と6年連続で前年を下回りました。

このような環境のなか、当社グループの連結売上高は3,042億24百万円(前期比8.7%減)、連結営業利益は85億31百万円(前期比22.1%減)、連結経常利益は、68億93百万円(前期比35.6%減)となりました。また、足下で大幅に悪化した財務体質に対し、再び安定した財務体質と業績回復基調を取り戻すため、当期において抜本的構造改革の実施を決定し事業構造改革に関連する費用を特別損失として計上したほか、投資回収が見込めない既存設備の減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、138億4百万円(前期は70億21百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、北米や中国市場における売上の低迷、および新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は2,874億36百万円(前期比9.3%減)、営業利益は69億12百万円(前期比29.6%減)となりました。

情報サービス事業は、公共分野や民間分野の受注拡大と収益構造の改善に取り組み、売上高は158億47百万円(前期比2.1%増)、営業利益は13億49百万円(前期比75.6%増)となりました。

その他事業は、売上高は64億1百万円(前期比7.7%減)、営業利益は2億64百万円(前期比32.9%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、293億8百万円の設備投資を実施いたしました。

- ③ 資金調達の状況
 - 当連結会計年度は、新規資金調達として128億70百万円の借入を実施し、有利子負債 残高は、1.920億42百万円となりました。主な資金使途は新規設備投資資金となります。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 特記すべき事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

	区	分	第 72 期 (2017年3月期)	第 73 期 (2018年3月期)	第 74 期 (2019年3月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売	上	高(百万円)	327,977	387,186	333,278	304,224
親当当	会社株主に帰属す 期 純 利 益 ま た 期 純 損 失 (△	は(百万円)	5,082	△6,528	△7,021	△13,804
1 当 当		り は (円))	113.55	△145.87	△156.87	△308.43
総	資	産(百万円)	329,391	337,269	334,679	312,384
純	資	産(百万円)	93,304	83,231	72,738	44,357
1	株当たり純資産	額 (円)	1,744.52	1,529.85	1,272.88	644.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
 - ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

	区	分		第 72 期 (2017年3月期)	第 73 期 (2018年3月期)	第 74 期 (2019年3月期)	第 75 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売	上	高	(百万円)	146,936	144,778	144,536	143,493
	期 純 利 益 ま カ 期 純 損 失 (た は (△)	(百万円)	2,310	1,251	△6,791	△12,417
1 当 当	株 当 た 期 純 利 益 ま <i>7</i> 期 純 損 失 (り た は (△)	(円)	51.63	27.96	△151.74	△277.44
総	資	産	(百万円)	224,192	234,020	227,775	225,140
純	資	産	(百万円)	44,434	44,404	34,878	19,034
1 :	株当たり純資	産額	(円)	992.76	992.10	779.27	425.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) および 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号) を適用して算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社両毛システムズ	群馬県 桐生市	1,966百万円	51.3%	情報処理サービス、システム機 器の開発・販売
株式会社タツミ	栃木県 足利市	715百万円	53.1%	自動車部品の製造・販売
東日本ダイカスト工業株式会社	群馬県 高崎市	70百万円	100.0%	アルミダイカスト部品の鋳造、 切削加工
株式会社モミモ	群馬県 桐生市	90百万円	100.0%	プラスチック部品・自動車部品 の製造
株式会社東葉電機製作所	群馬県 みどり市	70百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社サンユー	群馬県 桐生市	100百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社大嶋電機製作所	群馬県 太田市	380百万円	84.2%	自動車部品の製造
株式会社落合製作所	群馬県 富岡市	12百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社ミツバロジスティクス	群馬県 桐生市	70百万円	100.0%	運輸・倉庫業
株式会社ミツバサンコーワ	群馬県 桐生市	50百万円	100.0%	自動車部品・用品の開発・販売
株式会社三興エンジニアリング	群馬県 桐生市	495百万円	100.0%	電気・建築・土木工事、 生産設備等の設計・製作
株式会社オフィス・アドバン	群馬県 桐生市	50百万円	100.0%	経理・人事事務受託代行業務、 貸金業
株式会社両毛ビジネスサポート	群馬県 桐生市	30百万円	100.0%	Ⅰ T 教育、ヘルプデスク、ビジ ネスプロセスアウトソーシング
株式会社両毛インターネット データセンター	群馬県 桐生市	90百万円	100.0%	インターネットデータセン ターサービス、業務代行サー ビス、インターネットサービス

会社名	所在地	資 本 金	 当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	アメリカ	81百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売、マー ケティング
コルポラシオン・ミツバ・デ・ メヒコ・エス・エー・デ・ シー・ブイ	メキシコ	164百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
コルポラシオン・タツミ・デ・ メヒコ・エス・エー・デ・ シー・ブイ	メキシコ	24百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ド・ブラジル・リミ ターダ	ブラジル	32百万 ブラジルレアル	100.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートパーツ・ド・ブ ラジル・インダストリア・リミ ターダ	ブラジル	61百万 ブラジルレアル	98.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・イタリア・エス・ ピー・エー	イタリア	1百万 ユーロ	85.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートモーティブ・シ ステムズ・オブ・ヨーロッパ・ ケー・エフ・ティー	ハンガリー	10百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュア リング・フランス・エス・エー	フランス	5百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・モロッコ・エス・ エー・アール・エル・エー・ ユー	モロッコ	5百万 モロッコディルハム	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ルス・エル・エル・ シー	ロシア	640百万 ロシアルーブル	90.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・テクラス・ターキー・ オートモティブ・エー・エス	トルコ	154百万 トルコリラ	88.1%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ヨーロッパ・リミテッ ド	イギリス	28百万 イギリスポンド	100.0%	マーケティング
ミツバ・フィリピンズ・コーポ レーション	フィリピン	56百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・シカル・インディア・ プライベート・リミテッド	インド	12,000百万 インドルピー	99.9%	二輪車部品・自動車部品の製 造・販売
ミツバ・ベトナム・カンパニー リミテッド	ベトナム	1,354,311百万 ベトナムドン	95.8%	二輪車部品・自動車部品の製 造・販売

会 社 名	所在地	資 本 金	 当社の議決権比率	主要な事業内容
ピーティー・ミツバ・インドネ シア	インドネシア	59,144百万 インドネシアルピア	70.0%	二輪車部品・自動車部品の製 造・販売
ピーティー・ミツバ・オート モーティブ・パーツ・インドネ シア	インドネシア	10百万 USドル	67.5%	自動車部品の製造・販売
ピーティー・タツミ・インドネ シア	インドネシア	125,412百万 インドネシアルピア	100.0%	二輪車部品・自動車部品の製 造・販売
広州三葉電機有限公司	中国	265百万 人民元	66.6%	自動車部品の製造・販売
広州三葉電機(武漢)有限公司	中国	90百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電器(大連)有限公司	中国	512百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉士林電機(武漢)有限公司	中国	53百万 人民元	55.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電機(香港)有限公司	中国	3百万 USドル	100.0%	自動車部品等の輸出入販売、 マーケティング

⁽注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、貿易障壁の高まりや地政学リスクの不確実性増大を背景に各国で成長の足踏みが続いています。足下では、米中間の関税影響や中国エリアの市場減速、品質不具合対応、2019年11月に中国湖北省で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大などが当社の事業に大きな影響を及ぼしており、これらに対応するための事業運営の見直しが必要となっています。

当社グループは、第11次中期経営計画(2017年度~2019年度)の計画最終年度である2020年3月期の厳しい業績結果を踏まえて、2020年度から始まる第12次中期経営計画では、「事業構造改革の推進」、「企業体質の強化」、「次世代に向けた取り組み」の3点を経営方針とし、これらの施策を着実に遂行することにより、収益基盤を底上げし将来の確固たる事業基盤を確立します。

① 事業構造改革の推進

従来の5事業制から四輪事業および二輪・汎用事業の2事業制へ見直し、リソース配分の最適化を図ります。特に成長の見込める二輪分野へ経営資源をシフトしグローバルで高まる環境 規制対応ニーズに対応します。

さらに「市場・顧客」と「商品」での事業分野の選択と経営資源の集中を行い、グローバル 生産供給体制の最適化・再構築を行います。

② 企業体質の強化

フリーキャッシュフロー改善による財務体質の強化と、開発型ものづくり企業としての継続的改善を行うとともに、「構造改革」を支える経営管理能力の強化と業務革新に努めます。

③ 次世代に向けた取り組み

次世代ビジネスの柱となる新価値商品の創出、機電一体による商品の高付加価値化を目指します。また、グローバル品質保証体制の強化により、お客さま満足の向上に努めます。

新型コロナウイルス感染症が及ぼす世界経済への影響は甚大なものとなっております。しかし、当社の商品・サービスは今後とも市場から求められるものであり、この難局に対し、確固たる思いで構造改革に取り組み、未来を切り拓いてまいります。

今後とも「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、コンプライアンスの 徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう 努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

事業内	容	区分	主要な商品
		第一事業	(視界系) ワイパーシステム、ウインドシールドウォッシャーシステム、 ランプ類、ドアミラー
		第二事業	(利便快適系) パワーウインドウモーター、パワーシートモーター、 ルーフモーター、パワースライドドアシステム、 アクティブフォースペダルアクチュエーター、ホーン、リレー
輸送用機器関	連事業	第三事業	(エンジン補機・走行制御系) スターターモーター、ファンモーター、 電動パワーステアリングモーター、電動オイルポンプ、 電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター
		第四事業	(二輪・汎用電装) スターターモーター、ACジェネレーター、 ACGスターター、フューエルポンプモジュール、 ホーン、リレー、ランプ類
		第五事業	(応用機器) 小型電動車両用各種駆動モーター、 電動ベッド用リニアアクチュエーター
情報サービス	ス事業	_	システムインテグレーションサービス、システム開発、 ソフトウエア開発、受託代行業務
その他	事 業	_	自動車部品・用品の開発・販売、受託代行事業、貸金業

⁽注) 2020年4月1日より輸送用機器関連事業は事業体制を四輪事業と二輪・汎用事業の2事業制に変更しております。

事業報告

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

名	所在地
本社/研究開発センター	群馬県桐生市
横浜研究開発センター	神奈川県横浜市
仙台研究開発センター	宮城県仙台市
浜松営業所	静岡県浜松市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
大阪営業所	大阪府豊中市
赤城工場	群馬県みどり市
新里工場	群馬県桐生市
鬼石工場	群馬県藤岡市
利根工場	群馬県沼田市
富岡工場	群馬県富岡市
福島工場	福島県田村市
新潟工場	新潟県南魚沼市

② 子会社

4ページから6ページの(3)重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用	人数	前連結会計年度末比増減
28,230名	(2,387名)	203名減 (982名減)

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を())外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

	使用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	蛤	平均勤	続 年 数
男	性		3,019名	55名減			41.59)歳		18.00年
女	性		1,062名	31名増			36.07	7歳		13.90年
合計	または平均		4,081名	24名減			40.16	歳		16.93年

⁽注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

		借			-	λ			先			借	入	客	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
株	Ī	t	会		社	横		浜	釒	艮	行			49,229	百万円
株	式	会	社	Ξ		麦 し	J	F	J	銀	行			29,365	百万円
株	式		会	社	ä	み	ず	ほ	į	銀	行			27,157	'百万円
株	式	Ê	<u> </u>	土	Ξ	井	住	= 7	友	銀	行			20,550	百万円
株	Ī	t	会		社	群		馬	釛	艮	行			17,297	'百万円
株	Ī	t	会		社	足		利	釗	艮	行			12,651	百万円
株	式	会	社	商	I	組	合	中	央	金	庫			11,748	百万円
株	式	会	社	\Box	本	政	策	投	資	銀	行			11,700	百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告

2. 会社の現況

(1) 株式の現況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

150,000,000株

② 発行済株式の総数

45,581,809株 (自己株式824,714株を含む)

③ 株主数

10,252名

④ 大株主

株	主	名	持株数	持 株 比 率
株 式 会	会 社 横 浜	銀 行	2,199千株	4.91%
ミッバ	取引先企業	持 株 会	1,949千株	4.36%
日本マスタート	・ラスト信託銀行株式会	社(信託口)	1,765千株	3.94%
日産自動車株式会社退職 再信託受託者	鱗付信託□座 信託受託者 みずほ 資産管理サービス信託釒	託銀行株式会社 银行株式会社	1,742千株	3.89%
本 田 技	研工業株	式 会 社	1,662千株	3.71%
有限会社サン	/フィールド・イン:	ダストリー	1,550千株	3.46%
セコム	損害保険株	式 会 社	1,343千株	3.00%
第一生	命 保 険 株 3	式 会 社	1,296千株	2.90%
三 菱 U F	J 信 託 銀 行 株	式 会 社	1,038千株	2.32%
株 式 会	会 社 足 利	銀行	1,009千株	2.25%

⁽注) 持株比率は自己株式 (824,714株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	会社における地位 担当および重要な兼職の状況
日 野 昇	代表取締役会長
長瀬裕一	代表取締役社長 社長執行役員 品質保証管掌
高橋良和	代表取締役 事務執行役員
三田賢一	代 表 取 締 役 総務・人事・財務統括 専 務 執 行 役 員 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長
小 林 幸 治	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)
三橋輝英	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)
藤原晃	取 締 役 (監 査 等 委 員) 弁護士
葉山 孝	取 締 役 公認会計士 (監 査 等 委 員) 公認会計士葉山孝事務所代表
段谷繁樹	取締役(監査等委員) 双日株式会社顧問
田坂勇介	取 締 役 株式会社横浜銀行 執行役員 営業戦略部長 (監 査 等 委 員) 営業本部副本部長

- (注) 1. 監査等委員である取締役藤原晃、葉山孝、段谷繁樹、田坂勇介の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、小林幸治、三橋輝英の両氏を常勤の監査等委員に選定しておりました。
 - 3. 監査等委員である取締役三橋輝英、田坂勇介の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は監査等委員である取締役藤原晃、葉山孝、段谷繁樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 取締役日野昇、長瀬裕一、高橋良和、三田賢一の各氏は、2020年6月26日付で、任期満了により取 締役会長を退任しております。
 - 7. 監査等委員である取締役小林幸治、三橋輝英、田坂勇介の各氏は、2020年6月26日付で、任期満了により監査等委員である取締役を退任しております。

<ご参考>現在の当社取締役は次のとおりであります。(2020年6月26日現在)

氏 名	会社における地位 担当および重要な兼職の状況
北田勝義	代表取締役社長 事業統括 社長執行役員品質保証管掌
武信幸	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 財務統括 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長
杉 山 雅 彦	取 締 役 常 務 執 行 役 員 ^{財務担当}
木内啓治	取 締 役 (常勤監査等委員)
藤原晃	取 締 役 (監 査 等 委 員) ^{弁護士}
葉山 孝	取 締 役 公認会計士 (監 査 等 委 員) 公認会計士葉山孝事務所代表
段谷繁樹	取締役(監査等委員)双日株式会社顧問

- (注) 1. 監査等委員である取締役藤原晃、葉山孝、段谷繁樹の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、木内啓治氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
 - 3. 監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は監査等委員である取締役藤原晃、葉山孝、段谷繁樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で 重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

	区						2	<u>י</u> ל	支	給 .	人員	支	給	額
取締(う		(監 社	查等多		である 取	取 締 後	没を	除 く) 役)			4名 (0名		12	2百万円 (-百万円)
取 (う	締 ち	社	役 夕	(監	查 取	等 締	委	員) 役)			6名 (4名		_	2百万円 9百万円)
合(う	5	社	タ	ļ	取	締		計 役)			10名 (4名			5百万円 9百万円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は4名(うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役は6名(うち社外取締役4名)であります。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

- ④ 社外役員に関する事項
 - イ. 他の法人等との兼任状況(他の法人等の業務執行者である場合)および当社と当該他 の法人等との関係
 - ・監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士葉山孝事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査等委員である取締役段谷繁樹氏は、双日株式会社の顧問を兼務しておりますが、 同社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査等委員である取締役田坂勇介氏は、株式会社横浜銀行の執行役員を兼務しており、同行は当社との間で金銭貸借等の取引関係があります。
 - 口. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 - 該当事項はありません。
 - ハ. 当事業年度における主な活動状況

		出 席	回数	
氏 名	地位	取締役会 (12回開催)	監査等 委員会 (12回開催)	発言状況
藤原晃	取 締 役 (監査等委員)	12回 (100%)	12回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の 意思決定の妥当性・適正性を確保するための 助言、提言を行っております。
葉山 孝	取 締 役(監査等委員)	12回 (100%)	12回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役 会の意思決定の妥当性・適正性を確保するた めの助言、提言を行っております。
段谷繁樹	取 締 役 (監査等委員)	11回 (92%)	11回 (92%)	主にコンプライアンス経営・経営合理化の側面から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
田坂勇介	取 締 役 (監査等委員)	12回 (100%)	12回 (100%)	主に財務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する ための助言、提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新宿監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		43Ē	百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額		113Ē	5万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、経理部門および会計監査人から必要な 資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績および報酬実績を確認し、当事業 年度における会計監査人の監査方針および監査計画について検討した結果、会計監査人の報酬等の額 について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
 - 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には これら合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

連結子会社における非監査業務の内容は、財務に関する助言等です。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を 害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査 等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主 総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミッパ理念」に基づき行います。
 - (2) 当社は、当社の社会的責任履行と持続的な成長を主題とする「ESG会議」を設置し、 リスクマネジメントや法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行いま す。
 - (3) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
 - (4) 当社は、グループの業務執行状況について業務執行から独立した組織である監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - (5) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、「ミツバなんでも相談窓口」を 社内および社外法律事務所に常設いたします。
- ②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について 当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等 の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 当社は、リスク管理に係る社内規定として「グループコンプライアンス・リスクマネジメント規定」を制定し、発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
 - (2) 当社は、グループとしてのBCP (事業継続計画) について、全社会議体である「ESG会議」の下に「BCP委員会」を設け、適切な管理体制を整備いたします。また商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品安定供給および防災の観点からリスクの洗い出しや必要とされる施策を実行いたします。

- ④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制について
 - (1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社 取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受け ます。
 - (2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - (3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期(3年間)および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
 - (4) 当社は、「グループ方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を確保します。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - (1) 当社は、当社グループ全社を3つのドメインに分類し、グループ役員会において当社 グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図 ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各 社の事業状況の報告を受けます。
 - (2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- ⑥当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等 委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効 性の確保に関する事項について
 - (1) 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - (2) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に 監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - (3) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

事業報告

- ⑦当社ならびに子会社の取締役等(監査等委員である取締役を除く。) および使用人または これらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をした ことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
 - (1) 当社ならびに子会社の取締役等(監査等委員である取締役を除く。) および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
 - (2) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
 - (1) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - (2) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
 - (2) 当社監査等委員会は、同会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「グループの財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを 継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「ESG会議」を設置し、法令遵守体制の整備に係る課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保すると共に、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

②リスクマネジメント体制

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループの各活動およびリスクマネジメント活動を統括すると共に、各事業ドメインにおける活動の計画ならびにその他の課題への対応を決定しております。

当社は、災害リスク対策であるBCP(事業継続計画)活動において「グループBCM規定」を定め、当社グループ内へ展開しております。また、BCP以外のリスクとしてはカントリーリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、リスク度合いを決めた上で各組織機能においてリスク低減活動を進めております。

③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施すると共に、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類ならびに議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめると共に、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、改善活動の確実な実施等をフォローアップしております。

⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンス・コードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおける活動の推進についての報告を受けております。

⑥監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認すると共に、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社と当社事業環境を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うよう努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効に活用し、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆さまのご支援にお応えしてまいる所存です。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いた しまして、誠に不本意ではございますが、無配といたしました。業績の回復に全社をあげて 対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の		負債の	·····································
流動資産	170,584	流動負債	132,669
現金及び預金	55,699	支払手形及び買掛金	23,464
受取手形及び売掛金	43,932	短期借入金	71,893
商品及び製品	11,797	1年内償還予定の社債 リ ー ス 債 務	30 2,368
性 掛 品	5,254	未 払 金	15,238
	32,725	未払費用	2,532
		未払法人税等	1,835
その他	21,214	賞 与 引 当 金役 員 賞 与 引 当 金	2,568 44
貸 倒 引 当 金	△40	製品保証引当金	1,681
固 定 資 産	141,800	受注損失引当金	18
有 形 固 定 資 産	107,196	和解金等引当金	825
建物及び構築物	31,904	事業構造改善引当金 その の 他	5,704 4,461
機械装置及び運搬具	44,749	固定負債	135,357
工具、器具及び備品	5,103	社 債 📗	1,105
土 地	7,878	長期借入金	119,013
リース資産	4,886	リ ー ス 債 務 長 期 未 払 金	5,759 263
建設仮勘定	12,673		6,708
無形固定資産	3,834	退職給付に係る負債	1,776
ソフトウェア	1,761	資 産 除 去 債 務 そ の 他	145 587
ソフトウエア仮勘定	201	負債合計	268,027
その他	1,871	純 資 産	の部
投資その他の資産	30,769	株主資本	45,425
投資有価証券	15,029	資 本 金	9,885 15,407
長期貸付金	2,252	利 益 剰 余 金	20,735
操延税金資産	1,128	自己株式	△603
長期前払費用	1,808	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	△16,595 △2,096
退職給付に係る資産	9,190	為替換算調整勘定	△12,019
		退職給付に係る調整累計額	△2,478
その他	1,361	非支配株主持分	15,526
貸倒引当金資產合計	<u>△</u> 0 312,384	純 資 産 合 計 負債及び純資産合計	44,357 312,384
具	312,384	貝 及 2	312,384

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

			(丰位・口/기 1/
科 目		金	額
			304,224
元			264,029
売			
売 上 総 利 益			40,194
販売費及び一般管理費			31,663
販売費及び一般管理費 営業 利益			8,531
売 上 高 売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 円 般 管 理 費 営 業 外 収 益			
	息	573	
受取配当	金	522	
受取 配当 賃貸	717		
	料	99	
持分法による投資利	益	850	
そのの	他	813	2,858
営 業 外 費 用			
	息	1,922	
支 払 為 替 差	損	1,360	
	価	278	
支 払 利 為 替 差 賃 貸 料 原 そ の			4.406
そ の	他	934	4,496
経 常 利 益 特 別 利 益			6,893
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却	益	61	
投資有価証券売却	益	75	
- X 具 F 画	他	32	169
	تاا	32	109
特 別 損 失 固 定 資 産 売 却 固 定 資 産 除 却	10	1.6	
固定 資産 売却 固定 資産 除却 減 損	損 損	16	
固定資産除却	損	252	
減 損 損	失	4,825	
投資有価証券評価	失損	673	
取引調査関連損	失	101	
取引調査関連損和解金等引当金繰入	額	275	
	会	Z/3 F 704	
事業構造改善引当金繰入	額	5,704	40
減損投資有価証券評価取引調查 関連損和解金等引当金繰入事業構造改善引当金繰での税金等調整前当期純損	他	566	12,415
税金等調整前当期純損法人税、住民税及び事業法人 施等調整労働額対力 <th>失</th> <th></th> <th>5,352</th>	失		5,352
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業	税	4,223	
法人税等調整	額	2,518	6,741
当期純損	失	2,310	12,094
非支配株主に帰属する当期純利			1,710
非支配株主に帰属する当期純利親会社株主に帰属する当期純損	1111 #		
親会社株主に帰属する当期純損	失		13,804

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

			(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
資産の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	71,131	流動負債	89,664
現金及び預金	21,117	支 払 手 形 買 掛 金	379
受 取 手 形	2,000	算 掛 金	15,830
売 掛 金	29,149	短 期 借 入 金 1年内返済予定の長期借入金	33,000 18,038
商品及び製品	3,130		823
性 掛 品	1,168	リース債務 未 払 金	12,530
原材料及び貯蔵品	4,532		210
前払費用	674	未払法人税等	149
		未 払 法 人 税 等 前 受 金	817
	5,565	預 り 金	146
	569	賞 与 引 当 金	1,065
貸 付 金	3,220	製品保証引当金	877
その他	1	和解金等引当金	825
固 定 資 産	154,008	事業構造改善引当金	4,970
有 形 固 定 資 産	30,990	固定負債	116,441 1,000
建物	7,680	社	110,793
構築物	200		946
機 械 及 び 装 置	11,969	E 期 借 入 金	241
車 両 及 び 運 搬 具	46	解延税金負債	3,441
工具、器具及び備品	1,290	そ の 他	19
土地	2,690	負 債 合 計	206,105
リース資産	1,625		の 部 21.304
建設仮勘定	5,486	株。主資本	21,204 9,885
無形固定資産	1,263	資本剰余金	16,598
	66		16,597
ソフトウェア	1,166	その他資本剰余金	1
その他	29	利 益 剰 余 金	△4,676
投資その他の資産	121,754	利益準備金	1,235
		その他利益剰余金	△5,912
投資有価証券	10,221	價 却 資 産 圧 縮 積 立 金 l	17
関係会社株式	96,463	買換資産圧縮積立金 別 途 積 立 金	6 13,980
出資金	1		△19,916
長期貸付金	4,170		△ 603
長期前払費用	56	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,170
前 払 年 金 費 用	10,519	その他有価証券評価差額金	△2,170
その他	320	純資産合計	19,034
資 産 合 計	225,140	負債及び純資産合計	225,140

損 益 計 算 書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

			(丰區:日/31 3/
科目		金	額
売 上 高 売 上 原 価			143,493
売 上 原 価			130,955
売 上 総 利 益			12,537
販売費及び一般管理費			12,351
販売費及び一般管理費 営業 利益 営業 外収益			186
営業外収益			
	息	70	
	金	4,123	
賃	料	276	
受 取 利 受 取 配 当 賃 貸 そ の	他	199	4,669
営業外費用	10	. 33	1,005
	息	1,114	
為替差	損	613	
為 替 差 賃 貸 料 原	価	204	
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	他	80	2,012
経常利益	-10		2,843
特 別 利 益			
	益	9	
投資有価証券売却	益	Ō	10
特別損失			
固 定 資 産 売 却	損	8	
固定資産除却	損	195	
投資有価証券評価	損	7,463	
減損損	失	6	
取引調査関連損	失	101	
和解金等引当金繰入	額	275	
事業構造改善引当金繰入	額	4,970	
7	他	365	13,384
税引前当期純損	失	303	10,530
法人税、住民税及び事業	税	1,382	
法人税等調整	額	504	1,886
当期純損	失		12,417
			, ,

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月3日

株式会社ミツバ 取締役会 御中

新宿監査法人 東京都新宿区

指定社員 公認会計士田中信行印 常務執行社員 公認会計士田中信 行印 指定社員 公認会計士壬生米 秋印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 1. 連結注記表「II. 会計方針の変更に関する注記 2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社、国内連結子会社及び一部の海外連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主に定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。
- 2. 連結注記表「V. 連結貸借対照表に関する注記 6. 偶発債務」に記載されているとおり、連結子会社である株式会社両毛システムズは、開発したシステムに瑕疵があることを理由として発注企業から損害賠償等を求める訴訟を提起されている。当該訴訟の今後の進行状況等によっては、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。
- 3. 連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記(第三者割当による種類株式の発行、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について)」に記載されているとおり、2020年7月15日開催の取締役会決議にて第三者割当による種類株式を発行することとした。また、資本金及び資本準備金の額の減少を行いその他資本剰余金へ振り替えると共に、増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することとした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月3日

株式会社ミツバ 取締役会 御中

新宿監査法人 東京都新宿区

指定社員 公認会計士 田中信行 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 壬 生 米 秋 旬 業務執行社員 公認会計士 壬 生 米 秋 旬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

強調事項

- 1. 個別注記表「II. 会計方針の変更に関する注記(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)」に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主に定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
- 2. 個別注記表「XI. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、2020年7月15日開催の 取締役会決議にて第三者割当による種類株式を発行することとした。また、資本金および資本準備金の 額の減少を行いその他資本剰余金へ振り替えると共に、増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰 余金の欠損を填補することとした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使 用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要 な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しま した。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等と意思疎通及 び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい ても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月5日

株式会社 ミツバ 監査等委員会 常勤監査等委員 木 内 啓 治 印 監 査 等 委 員 藤 原 晃 印 監 査 等 委 員 葉 山 孝 印 監 査 等 委 員 段 谷 繁 樹 印

(注) 監査等委員藤原晃、葉山孝及び段谷繁樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6 項に規定する社外取締役であります。

以上